

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月31日

【会社名】 K & Oエナジーグループ株式会社

【英訳名】 K&O Energy Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 緑川 昭夫

【本店の所在の場所】 千葉県茂原市茂原661番地

【電話番号】 0475(27)1011 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部マネージャー 新井 賢太郎

【最寄りの連絡場所】 千葉県茂原市茂原661番地

【電話番号】 0475(27)1011 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部マネージャー 新井 賢太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円 総額 398,482,335円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

- (1) 変更案第16条第1項にて、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
- (2) 変更案第16条第2項にて、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）が不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

#### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、緑川昭夫、森武、三上七五郎、齋藤篤志、御代靖之、大槻幸一郎、菊池節、石塚達郎を選任する。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、丸和彦、大谷康彦、小鍛冶広道を選任する。

#### 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額200百万円以内の金銭報酬枠とは別枠で、株式報酬型ストックオプションの付与に代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額90百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年間75,000株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	230,505	6,131	0	(注) 1	可決 96.12
第2号議案 定款一部変更の件	236,401	235	0	(注) 2	可決 98.58
第3号議案 取締役8名選任の件					
緑川 昭夫	225,948	10,688	0		可決 94.22
森 武	230,146	6,490	0		可決 95.97
三上 七五郎	235,768	868	0		可決 98.31
齋藤 篤志	232,645	3,991	0	(注) 3	可決 97.01
御代 靖之	232,642	3,994	0		可決 97.01
大槻 幸一郎	233,102	3,534	0		可決 97.20
菊池 節	214,550	22,086	0		可決 89.47
石塚 達郎	234,051	2,585	0		可決 97.60
第4号議案 監査役3名選任の件					
丸 和彦	235,244	1,392	0	(注) 3	可決 98.10
大谷 康彦	170,947	65,689	0		可決 71.28
小鍛冶 広道	193,257	43,378	0		可決 80.59
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	230,540	6,096	0	(注) 1	可決 96.13

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。